

新町村建設促進に関する陳情書（東京都港区芝西久保巴町三五全国町村協議会議長長岡田徳輔）（第三四五号）

常設消防施設拡充に関する陳情書（東京都千代田区九段一の一四全国市長会長原口忠次郎）（第三四七号）

国有資産等所在市町村交付金制度等に関する陳情書（東京都千代田区九段一の一四全国市長会長原口忠次郎）（第三四九号）

農林事業税創設反対に関する陳情書外一件（熊本県議會議長瀬口龍之介外一名）（第三九五号）

公共事業費の国庫負担率引上げに関する陳情書（奈良県議會議長吉川久一）（第四二九号）

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特別に關する法律案（内閣提出第三三三三号）

特別とん譲与税法案（内閣提出第三四四号）

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第四六号）

昭和三十一年度地方財政計画に関する件

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部改正に關する請願（平田ヒデ君紹介）（第八〇〇号）

○門司委員長 これより會議を開きます。

まず国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部改正に關する請願、文書表番号第八〇〇号を議題といたします。

本請願は、二月二十二日付をもって、紹介議員平田ヒデ君より取り下げ願が提出されております。これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○門司委員長 異議のないものと認めます。本請願は取り下げを許可するに決しました。

○門司委員長 次に、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特別に關する法律案、特別とん譲与税法案及び地方税法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。田中國務大臣。

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特別に關する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特別に關する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特別に關する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特別に關する法律案

した額を限度とし、当該限度内の額を昭和三十一年度内に交付しない。これを地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六條第二項の当該年度の前年度以前の交付税で、まだ交付していない額として、昭和三十一年度の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

特別とん譲与税法案
特別とん譲与税法
（特別とん譲与税）

第一条 特別とん譲与税は、特別とん税法（昭和三十一年法律第...）の規定による特別とん税の収入額に相当する額とし、同法第二條の開港（以下「開港」という。）に係る港灣施設が設置されている市町村で自治庁長官が指定するもの（以下「開港所在市町村」という。）に対して譲与するものとする。

2 前項の開港施設の種類の、総理府令で定める。

2 前項の開港施設の種類の、総理府令で定める。

2 前項の開港施設の種類の、総理府令で定める。

以下同じ。に係る特別とん税の収入額に相当する額を当該開港所在市町村に対して譲与するものとする。この場合において、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港灣施設の利用状況その他の事情を参酌して、総理府令で定めるところにより、当該税関に係る特別とん

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
九 月	前年度の三月から八月までの間の収納に係る特別とん税の収入額に相当する額
三 月	九月から二月までの間の収納に係る特別とん税の収入額に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第四条 自治庁長官は、特別とん譲与税を開港所在市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総理府令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において開港所

税の収入額に相当する額をあん分した額をそれぞれ当該開港所在市町村に対して譲与するものとする。

（譲与の時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第三条 特別とん譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

（特別とん譲与税の使途）

第五条 国は、特別とん譲与税の譲与に当つては、その使途について条件をつけ、又は制限してはならない。

（都の特例）

第六条 特別とん譲与税は、第一条の開港に係る港灣施設が都の特別区の存する区域に設置されている場合においては、都に対して譲与する。この場合においては、都を市とみなして、この法律の規定を適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の特別とん譲与税から適用する。

2 昭和三十一年度分限り、第三条第一項の表は、次の表のとおり読み替へるものとする。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
十月 月	四月から九月までの間の収納に係る特別とん税の 収入額に相当する額
三月 月	十月から二月までの間の収納に係る特別とん税の 収入額と三月以後において収納すべき当該年度の 特別とん税の収入額の見込額との合算額に相当す る額

3 昭和三十三年度に限り、第三条第一項の表中「前年度の三月から与税」を「地方道路譲与税、特別とん讓与税」に改める。

る月のまでの間の収納に係る特別とん税の収入額」とあるのは、「前年度の三月以後において収納すべき前年度の特別とん税の収入額の見込額」と同月以後において収納した前年度の特別とん税の収入額との差額を四月から八月までの間の収納に係る特別とん税の収入額に加算し、又はこれから減額した額」と読み替えるものとする。

第十三条第十一号中「地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）」を「地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第 号）」に、「地方道路譲与税」を「地方道路譲与税、特別とん譲与税」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十号の次に次の三号を加える。

4 自洲戸部置設法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十三号の五の次に次の二号を加える。

十一 特別とん讓与税の収入額の見積に關すること。

十二 特別とん讓与税の讓与に關すること。

十三 特別とん讓与税を讓与す

三十三のナ 特別とん譲与税の
収入額を見積ること。
三十三の七 都及び市町村に譲
与すべき特別とん譲与税の譲
与額を決定し、及びこれを譲
与すること。

べき開港所在市町村（特別と
ん譲与税法第一条第二項に規
定する開港所在市町村をい
う。）の指定に関すること。

第十七条第四号の三の次に次の
一を附する。

第十二条第一号中「地方道路譲与税」を「地方道路譲与税、特別とん譲与税」に改める。

第十三条第一号中「地方道路譲与税」を「地方道路譲与税、特別とん譲与税、特別とん譲与税の譲与額の決定に関すること」に改める。

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正す
る。

第一類第二号 地方行政委員会議録第三号 昭和三十三年二月二十八日

表者の定がなく、管理人の定があるものに就ては、管理人とする。」を加える。

第十八条第一項中「地方団体が還付のために支出し、」を「地方団体が還付のために支出を決定し、」に改める。

第二十四条第一項第四号中「管理人の定のあるもの」の下に「(次項に規定するものを除く。以下第二十六条第一項、第二十七条第二項、第五十二条第三項及び第五十三条第六項において同じ。)」を加え、同条第二項中「前項を」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものは、法人となし、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

第二十七条第二項中「法人の代表者」を「法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下第三十条第二項、第五十条第五項、第六十二条第一項及び第四項、第六十九條第四項並びに第七十条第二項において同じ。の代表者(第二十四条第二項において法人とみなされるものの管理人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの代表者又は管理人を含む。以下第三十条第二項、第五十条第五項、第六十二条第一項及び第四項、第六十九條第四項並びに第七十条第二項において同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するはか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するはか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十二条第二項中「百分の六」を「百分の八」に改める。

第三十六条第三項中「町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)第十四条」を「新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)第二十一条」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

3 所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村の長が前二項の規定によつて道府県民税の所得割額を決定し、又は変更する場合において、前二項の規定によつて決定し、又は変更する道府県民税の所得割の額及び当該市町村の税率によつて算定した当該年度分の市町村民税の所得割の額並びに当該所得割の課税標準とな

る所得税額の合計額が所得税法第十三条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の八十に相当する額をこえることとなるときは、当該道府県民税の所得割の額は、前二項の規定によつて決定し、又は変更すべき道府県民税の所得割の額から、その超過額に当該道府県民税の所得割の額を当該道府県民税の所得割の額と当該市町村民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。

第四十二条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五十条に次の一項を加える。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するはか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十一条第二項を次のように改める。

2 法人税割の税率は、第五十三条第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同条同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第二項の規定によつて申告納付するものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。

第五十二条第二項を次のように改める。

2 法人(次項及び第四項に掲げるものを除く。)の均等割の税率は、次条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

第五十二条第三項中「法人税額の課税標準の算定期間又は第二項の法人税額の課税標準の算定期間又は第三項若しくは前項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法人税法第四条の法人及び同法第五条第一項の法人で均等割のみを課されるもの(法人税法第四条の法人等)という。以下次条第六項において同じ。並びに法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、均等割額の算定期間(前年四月から三月までの間とする。)の末日現在における税率による。

4 解散した法人の均等割の税率は、均等割額の算定期間(法人税法第二十二条の二第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日まで)の間とする。以下次条第二項において同じ。の末日現在における税率による。

第五十三条第一項及び第二項を次のように改める。

法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間(法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。)中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額(当該道府県民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならぬ。

2 法人税法第二十二条の二第一項、第二十二條の三第一項、第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を解散又は合併の日属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法

人又は合併により消滅した法人の有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならぬ。ただし、当該道府県民税額のうち均等割額については、法人税法第二十二條の二第一項又は第二十二條の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人のみが、その均等割額の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付するものとする。

第五十三條第四項中「法人税額の課税標準の算定期間（第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人の道府県民税について同じ。）中において有する事務所又は事業所」を「法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事業所（第二項本文の法人にあつては、解散又は合併の日に属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所又は事業所とする。以下第五十七條第二項において同じ。）に、当該課税標準の算定期間に係る法人税額を当該法人税額に改め、同条第五項を次のように改める。

5 法人税法第十八條第一項又は第二十一條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務

がある法人で、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため、同法第二十六條の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第九條第五項の規定を適用した場合において損金に算入することを認められるものであるときに限り、第一項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額から、当該法人税額を限度として、還付を受けた法人税額を控除したものとす。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第五十三條第六項中「法人税法第四條の法人」を「法人税法第四條の法人等」に、「前年四月から三月までの間」を「前条第三項に規定する均等割額の算定期間中」に改め、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第一項から第四項まで」に改める。

第五十七條第二項中「第五十三條に規定する法人税額の課税標準の算定期間中において有する関係道府県内この事務所又は事業所」を「関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事業所」に改め、「当該期間」

の下に（第五十三條第一項の規定によつて申告納付する法人税額の課税標準たる法人税額にあつては法人税額の課税標準の算定期間、同条第二項の規定によつて申告納付する法人税額の課税標準たる法人税額にあつては解散した法人又は合併により消滅した法人の解散又は合併の日の属する事業年度とする。以下本項において同じ。）を加え、「当該課税標準の算定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、法人税額の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

第六十二條第一項中「法人等の代表者」を「法人の代表者」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十三條第二項中「又は決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日又は解散若しくは合併の日」に改める。

第六十九條に次の一項を加える。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合

においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十條に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二條第五項第二十号を第二十号とし、第十九号の次に次の一号を加え、同項を同条第七項とする。

二十 公衆浴場業（政令で定める公衆浴場業を除く。）

第七十二條第四項を同条第六項とし、同条第三項第三十二号を次のように改め、同項を同条第五項とする。

三十二 公衆浴場業（第七項第二十号に掲げるものを除く。）

第七十二條第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下事業税について「人格のない社団等」という。）は、法

人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

3 外国法人のこの法律の施行地に事務所又は事業所を設けないで行う事業については、事務所又は事業所に準ずるもので政令で定める場所がある場合に限り、当該場所をもつて事務所又は事業所とみなして、事業税を課する。

第七十二條に次の一項を加える。

8 第二項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第七十二條の四第一項に次の一号を加える。

六 外国法人で法人税法第四條第五号の規定により法人税を課されないもの

第七十二條の五第一項に次の一号を加える。

八 外国法人で法人税法第五條第一項第八号の規定により収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課されないもの

第七十二條の五第三項中「第一項」の下に「及び第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号に掲げる法人」を「第一項各号に掲げる法人及び人格のない社団」に掲げる法人及び人格のない社団等に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県は、人格のない社団等の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものに對しては、事業税を課することができない。

第七十二條の五の次に次の一条を加える。

道府県は、人格のない社団等の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものに對しては、事業税を課することができない。

第七十二條の五の次に次の一条を加える。

(清算中の所得についての各事業年度の所得に対する事業税の非課税)

第七十二条の五の二 道府県は、法人(前条第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。)の清算中に生じた所得に対しては、各事業年度の所得に対する事業税を課することができない。ただし、清算中の法人が継続し、又は合併により消滅した場合におけるその清算中に生じた所得については、この限りでない。

第七十二条の六中「前条第一項各号に掲げる法人」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人」に改める。

第七十二条の八第二項中「法人の代表者」を「法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。以下第七十二条の十第二項、第七十二条の三十七、第七十二条の六十四第一項及び第五項、第七十二条の六十四第二項、第七十二条の六十九第四項並びに第七十二条の七十第二項において同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第七十二条の十に次の一項を加える。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合において

は、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第七十二条の十二中「地方鉄道事業、軌道事業、」を削る。

第七十二条の十三第五項を同条第七項とし、同条第四項中「法人が事業年度の中途において解散し、又は合併に因り」を「事業年度の中途において、法人(第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。)が解散し、又は法人が合併により」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等又は外国法人で清算中のものの残余財産が事業年度の中途において確定した場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日から残余財産確定の日までの期間を一事業年度とみなす。

第七十二条の十三第一項中「次項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 人格のない社団等で定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものが法人税法第七十二条第二項の規定による申告を政府にしなかつた場合においては、当該人格のない社団等の事業年度は、その年の一月一日(年の中途において新たに設立した人格のない社団等にあつては、その新たに設立した

日の属する年に限り、その新たに設立した日)から十二月三十一日までの期間とする。

第七十二条の十四第四項中「ガス供給業、地方鉄道事業及び軌道事業」を「ガス供給業」に改める。

第七十二条の十七第一項中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

第七十二条の十八第一項中「地方鉄道事業、軌道事業、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「森林組合」の下に「(森林法第八十六条第二項に規定する生産組合で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)」を加え、「水産業協同組合」を「水産業協同組合(漁業生産組合で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十二条の二十に次の二項を加える。

2 前項の者が鉱物の掘採事業に係る所得と精練事業に係る所得とを区分することができるときは、当該者の精練事業に係る事業税の課税標準とすべき所得は、同項の規定にかかわらず、その区分して計算した所得とする。

3 前項の場合においては、その区分計算の方法について、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者にあつては、主たる事務所又は事業所

所在地の道府県知事)の承認を受けなければならない。その区分計算の方法を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

第七十二条の二十一第三項中「一月に満たないときは一月とし、」を削り、「切り捨てる。」を、一月とするに改める。

第七十二条の二十二第一項各号列記以外の部分中ただし書を削り、同項第一号中「地方鉄道事業、軌道事業、」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 その他の事業を行う法人
特別法人 所得及び清算所得の百分の八
その他の法人 所得のうち年五十万円以下の金額の百分の八

所得のうち年五十万円をこえる年百万円以下の金額の百分の十
所得のうち年百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十

第七十二条の二十二第三項中「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。を「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、「年百万円」とあるのは「百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とするに改め、同条第四項第八号中「漁業生産組合」の下に「(当該組合の事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)」を加える。

第七十二条の二十二第六項第一号を次のように改める。

一 第一種事業を行う個人
所得から前条に規定する額を控除した金額(以下「課税所得金額」という。)のうち年五十万円以下の金額の百分の六
課税所得金額のうち年五十万円をこえる金額の百分の八

第七十二条の二十二第六項第三号中「第七十二条第五項」を「第七十二条第七項」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 二以上の道府県において事務所又は事務所を設けて第一種事業を行う個人の前項の所得は、第七十二条の五十四の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

8 課税標準の算定期間が一年に満たない個人に対する第六項第一号の規定の適用については、同号中「年五十万円」とあるのは、「五十万円に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三

項中「年五十万円」とあるのは、「五十万円に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三

項中「年五十万円」とあるのは、「五十万円に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三

項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

第七十二条の二十三中「清算中」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人以外の法人の清算中」に改める。

第七十二条の二十六第七項及び第七十二条の二十七第三項中「第七十二条の五第一項各号」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「その合併法人」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除くものとし、これらの法人以外の清算中の法人の合併法人に、第七十二条の十三第三項四項」を「第七十二条の十三第五項」に改める。

第七十二条の三十五第一項中「その全員」の下に「とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする。以下本条において同じ。」を加える。

第七十二条の三十七に次の一項を加える。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においてはその代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人の被告等又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の四十一第一項中「地方鉄道事業、軌道事業」を削り、「第七十二条の十八第三項の規定の適用

を受ける法人」を「第七十二条の十八第二項の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人」に改める。

第七十二条の四十五第二項中「提出したときは、」の下に「詐偽その他不正の行為により事業税を免かれた法人が政府又は道府県知事の調査により第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正又は決定があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合を除くほか、」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「年五十万円をこえる部分」を「年五十万円をこえる年百万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合において、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）以下の部分の金額と年百万円をこえる部分」に改め、同条第六項中「地方鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とをあわせて行つ場合を除き、」を削り、同条第七項中「前四項」を「前五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて地方鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とをあわせて行つ場合において、前項の規定にかかわらず、地方鉄道事業又は軌道事業に係る部分については当該事業について定められた分割基準により、これらの事業以外の事業に係る部分についてはそれらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、政令の定めると

ころによつて関係道府県ごとに当該法人の事業の課税標準額を分割するものとする。

第七十二条の五十一第一項中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

第七十二条の五十四第二項中「その所得」の下に「（第七十二条の二十二第六項の規定により、異なる税率を適用される所得があるときは、その異なる税率を適用される所得ごとに区分した所得とする。以下本条において同じ。）」を加える。

第七十二条の五十五中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

第七十二条の六十九に次の一項を加える。

5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においてはその代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人の被告等又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の七十に次の一項を加える。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においてはその代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人の被告等又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の六十四に次の一項を加える。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においてはその代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人の被告等又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の六十五第七項中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

第七十二条の六十五第七項中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

第七十二条の六十九に次の一項を加える。

5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においてはその代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人の被告等又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の七十に次の一項を加える。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においてはその代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人の被告等又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の六十七に次の一項を加える。

2 前項の規定によつて不動産取得税及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合においては、同項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日に不動産取得税及びこれに係る地方団体の徴収金の納付があつたものとみなして、第十八条第一項の規定を適用する。

第七十三条の二十八に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の場合における還付加算金の計算について準用する。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第七十八条の次に次の一条を加える。

2 前項の規定により娯楽施設利用税を課する場合において適用すべき娯楽施設利用税の標準税率は、一人一日について、二百円とする。

3 第一項の規定により娯楽施設利用税を課する場合においては、ゴルフ場の施設の整備の状況等に応じて、税率に差等を設けることができる。

4 前条第一項の場所の経営者が、料金を徴収せず、又はその場所における通常の料金に比較して著しく低い料金を徴収して、同条同項に規定する遊興、飲食又は宿泊若しくはその他の利用行為をさせた場合においては、政令で定める場合に該当するときは、当該場所の経営者に対し、当該場所所在の道府県において、その行為者が当該場所における当該行為について通常支払うべき料金を支払つたものとみなして算定した額により遊興飲食税を課することができる。ただし、当該場所の経営者が当該行為

者から徴収すべき遊興飲食税額があるときは、当該徴収すべき税額を控除するものとする。

第百十四条の三中「第百十五条第一項第三号」を「第百十四条の五」に改める。

第百十四条の四第一項中「二百円」を「三百円」に改め、同条第二項中「次条第二項及び」を削り、「百円」を「百五十円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(旅館における遊興飲食税の免税点)

第百十四条の五 道府県は、旅館における一人一泊の料金が八百円以下である宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、遊興飲食税を課することができない。

2 旅館における飲食及びその他の利用行為(遊興を伴う飲食及びその他の利用行為並びに宿泊に伴う飲食を除く。)については、それぞれ飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為とみなして、前条第一項の規定を適用する。

第百十五条第一項各号を次のように改め、同条第二項を削る。

一 料理店、貸席、カフェ、バーその他当該道府県の条例で定めるこれらに類する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為の料金 百分の十五

二 宿泊並びに前号に掲げるもの以外の飲食及びその他の利用行為の料金 百分の十

第百十八条第二項中「第百十四条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第百二十二条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項を」を「第四項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「同項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県は、前項の規定により、遊興飲食税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができ。

第百二十九条第三項中「一人一泊の料金が五百円」を「一人一泊の料金が八百円」に、「一人一回の料金が五百円」を「一人一回の料金が三百円」に改め、「料金を支払う飲食」の下に「政令で定める飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食その他の利用行為」を加える。

第百二十九条第二項中「第九号」を「第九号第一項第五号」に改め、同条第四号中「第十一号の三」を「第十一号の四」に、「第九号第五号」を「第九号第一項第五号」に改め、同条第七号中「四万円」を「五万円」に改める。

第百九十四条第四号中「管理人の定のあるもの」の下に「(次項に規定するものを除く。以下第百九十九条第二項、第三百七条第一項、第三百三十二条第四項及び第三百三十一

条の八第六項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものは、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

第百九十七条中「第百九十四条第一号」を「第百九十四条第一項第一号」に改める。

第百九十九条第二項中「法人の代表者」を「法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。の代表者(第百九十四条第一項において法人とみなされるものの管理人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者又は管理人を含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。に改め、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合において、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者又は管理人を含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。に改め、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合において、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者又は管理人を含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。に改め、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合において、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者又は管理人を含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。に改め、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合において、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者又は管理人を含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。に改め、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合において、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者又は管理人を含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。に改め、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合において、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者又は管理人を含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。に改め、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合において、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者又は管理人を含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。に改め、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合において、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者又は管理人を含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。に改め、同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合において、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者又は管理人を含む。以下第百九十九条第二項、第三百五十五条第二項、第三百九十九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。に改め、同条に次の一項を加える。

とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百九十九条第一項中「第百九十四条第一号」を「第百九十四条第一項第一号」に改める。

第百九十九条第二項中「第百九十四条第三号」を「第百九十四条第一項第三号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法人(次項及び第五項に掲げるものを除く。)の均等割の税率は、第百九十九条の八第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

第百九十九条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「法人税額の課税標準の算定期間又は」を「第三項の法人税額の課税標準の算定期間又は」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法人税法第四条の法人及び同法第五条第一項の法人に均等割のみを課されるもの(法人税法第四条の法人等)という。以下第百九十九条の八第六項において同じ。並びに法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、均等割額の算定期間(前年四月から三月までの間とする。)の末日現在における税率による。

5 解散した法人の均等割の税率は、均等割額の算定期間(法人税法第二十二條の二第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額と合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事

業年度、同法第二十二條の四第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税額と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの間とする。以下第三十二條の八第二項において同じ。）の末日現在における税率による。

第三十三條第一項中「百分の十五」を「百分の二十」に、「百分の十八」を「百分の二十四」に改め、同條第六項を次のように改める。

8 法人税額の税率は、第三十二條の八第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同條同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同條第二項の規定によつて申告納付するものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。

第三十三條第五項を同條第七項とし、同條第二項から第四項までを次のように改める。

2 所得税額の課税標準として市町村民税を課する場合において、当該市町村の税率によつて算定した当該年度の市町村民税の所得割の額及び当該市町村の長が第四十條第一項又は第二項の規定によつて決定し、又は変更した当該年度の道府県民税の所得割の額並びに当該市町村民税の所得割の課税標準となる所得税額の合計額が所得税法第十三條第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の八十に相当する額をこえることとなるときは、当該市町村

民税の所得割の額は、当該市町村民税の所得割の額から、その超過額に当該市町村民税の所得割の額を当該市町村民税の所得割の額と当該道府県民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。

3 課税総所得金額を課税標準として課する市町村民税の税率は、次の表の上欄に掲げる課税総所得金額の区分及び当該区分ごとの金額に応じ、順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率に準じて、当該市町村の条例で定める。

五万円以下の金額	百分の二
五万円をこえる金額	百分の三
二十万円をこえる金額	百分の四
五十万円をこえる金額	百分の五
百万円をこえる金額	百分の六
二百五十万円をこえる金額	百分の七
二百五十万円をこえる金額	百分の八
四百万円をこえる金額	百分の九
六百万円をこえる金額	百分の十

4 前項の規定によつて市町村が定めた税率によつて算定した所得割の額が課税総所得金額の百分の七・五に相当する額をこえることとなるときは、当該所得割の額は、同項の規定にかかわらず、当該課税総所得金額の百分の七・五に相当する額としなければならない。

5 課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として課

する市町村民税の税率は、次の表の上欄に掲げる課税総所得金額から所得税額を控除した金額の区分及び当該区分ごとの金額に応じ、順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率に準じて、当該市町村の条例で定める。

三万円以下の金額	百分の二
三万円をこえる金額	百分の三
八万円をこえる金額	百分の四
二十万円をこえる金額	百分の五
四十万円をこえる金額	百分の六
六十万円をこえる金額	百分の七
八十万円をこえる金額	百分の八
百十万円をこえる金額	百分の九
百四十万円をこえる金額	百分の十一
二百十万円をこえる金額	百分の十三
二百七十万円をこえる金額	百分の十六
三百八十万円をこえる金額	百分の二十
五百八十万円をこえる金額	百分の二十四

6 前項の規定によつて市町村が定めた税率によつて算定した所得割の額が課税総所得金額から所得税額を控除した金額の百分の十五に相当する額をこえることとなるときは、当該所得割の額は、同項の規定にかかわらず、当該課税総所得金額から所得税額を控除した金額の百分の十五に相当する額としなければならない。

第三百十四條を次のように改める。

（所得割の税額控除）

第三百十四條 市町村が第二百九十二條第四号ただし書に規定する課税総所得金額又は当該課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として市町村民税を課する場合においては、当該市町村の条例の定めるところにより、扶養親族がある市町村民税の納税義務者については、当該納税義務者について算定した所得割の額から扶養親族の数に応じて計算した額を控除するものとする。

第三百二十一條の三第二項中「六月三十日までの間」の下に「（次条第三項本文の規定により五月三十一日後に同条第一項後段の規定による通知をする場合においては、当該通知に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき日までの間とする。以下次条第五項において同じ。）を加える。

第三百二十一條の四第一項中「同年五月三十一日までに」を削り、同條第三項を同條第五項とし、同條第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村長が前項後段の規定によつて特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日までにしなければならない。

3 第三百七條第一項の規定によつて提出すべき給与支払報告書が同条同項の提出期限までに提出されなかつたことその他やむを得ない理由があることにより、市町村長が前項に規定する期日までに第一

項後段の規定による通知をするこ

とができなかつた場合にあつては、当該期日後において当該通知をすることを妨げない。ただし、次条第一項の規定によつて当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年三月までの間において特別徴収税額を徴収することが不適当であると認められる場合においては、この限りでない。

第三百二十一條の五第一項を次のように改める。

前条の特別徴収義務者は、同條第二項に規定する期日までに同條第一項後段の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る特別徴収税額の十分の一の額を六月から翌年三月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年三月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年三月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

第三百二十一條の五第二項中「月割額」の下に「（前項の規定によつて特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下第三項及び次条第二項において同じ。）」を加える。

第三百二十一條の六第一項中「第三百二十一條の四第一項」を「第三百二十一條の四第一項から第三項まで」に改める。

第三百二十一条の八第一項及び第二項を次のように改める。

法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人の市町村民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。

2 法人税法第二十二條の二第一項、第二十二條の三第一項、第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を解散又は合併の日の属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。

人又は合併により消滅した法人の有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。ただし、当該市町村民税額のうち均等割額については、法人税法第二十二條の二第一項又は第二十二條の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人のみが、その均等割額の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付するものとする。

第三百二十一条の八第四項中「法人税額の課税標準の算定期間（第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人税額について同様とする。）中において有する事務所又は事業所を「法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事業所（第二項本文の法人にあつては、解散又は合併の日の属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所又は事業所とする。以下第三百二十一条の十三第二項において同じ。）に、当該課税標準の算定期間に係る法人税額を「当該法人税額」に改め、同条第五項を次のように改める。

ある法人で、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため、同法第二十六條の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第九條第五項の規定を適用した場合において損金に算入することを認められるものであるときに限り、第一項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額から、当該法人税額を限度として、還付を受けた法人税額を控除したものとす。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第三百二十一条の八第六項中「法人税法第四條の法人」を「法人税法第四條の法人等」に、「前年四月から三月までの間を」を「第三百二十二條第四項に規定する均等割額の算定期間中」に改め、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第一項から第四項まで」に改める。

は「事業所」に改め、「当該期間」の下に「（第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付する法人税額の課税標準たる法人税額にあつては法人税額の課税標準の算定期間、同条第二項の規定によつて申告納付する法人税額の課税標準たる法人税額にあつては解散した法人又は合併により消滅した法人の解散又は合併の日の属する事業年度とする。以下本項において同じ。）を加え、「当該課税標準の算定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、法人税額の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

第三百二十四條に次の一項を加える。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百三十三條に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

6 主として遠洋区域を航行区域とする船舶で総理府令で定める規格に適合するもの（以下本項において「外航船舶」という。）又は外航船舶以外の船舶（もつぱら遊覧の用に供するものその他総理府令で定めるものを除く。以下本項において「内航船舶」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、外航船舶にあつては当該外航船舶の価格の六分の一の額とし、内航船舶にあつては当該

内航船舶の価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の四第一項中「及

び第七項」の下に「並びに次条を、
「本条の下に「及び次条」を加え、同
条同項の表を次のように改める。

市町村の区分	金 額
人口五千人未満の 町村	二億円
人口五千人以上一 万人未満の町村	人口六千人未満の場合にあつては二億三千万 円、人口六千人以上の場合にあつては二億三千 万円に人口千人を増すごとに三千万円を加算し た額
人口一万人以上三 万人未満の市町村	人口一万一千人未満の場合にあつては三億六千 五百万円、人口一万一千人以上の場合にあつて は三億六千五百万円に人口千人を増すごとに千 五百万円を加算した額
人口三万人以上の 市町村	六億五千万円（当該大規模の償却資産の価額の 十分の二の額が六億五千万円をこえるときは、 当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額と する。）

第三百四十九条の四第二項中「基
準財政収入見込額」という。以下本
項の下に「及び次条」を、「前年度
の基準財政需要額」という。以下本
項の下に「及び次条」を加え、「百分
の百二十」を「百分の百三十」に改め、
同条の次に次の一条を加える。

（新設大規模償却資産に対する固
定資産税の課税標準の特例）

第三百四十九条の五 市町村は、一
の納税義務者が所有する償却資産
で新たに建設された一の工場又は
発電所の用に供するもののうち、
その価額の合計額が、当該償却資
産に対して新たに固定資産税が課
されることとなつた年度から五年
度間のうちいずれか一の年度にお
いて、前条第一項の表の上欄に掲
げる市町村において同表の下欄に
掲げる金額をこえることとなるも

の（以下本条及び第七百四十条に
おいて「新設大規模償却資産」とい
う。）がある場合においては、当該
こえることとなつた最初の年度
（以下本条において「第一適用年
度」という。）から五年度分の固定
資産税に限り、その間において当
該新設大規模償却資産の価額の合
計額が同表の下欄に掲げる金額に
満たないこととなつた場合におい
ても、当該新設大規模償却資産又
は当該納税義務者が所有する第一
適用年度を異にする他の新設大規
模償却資産若しくはこれらの新設
大規模償却資産以外の償却資産を
区分し、それぞれを各別に一の納
税義務者が所有するものとみなし
て、第三百四十九条の二から前条
まで及び次項から第五項までの規
定により、当該新設大規模償却資

産又は当該納税義務者が所有する
第一適用年度を異にする他の新設
大規模償却資産若しくはこれらの
新設大規模償却資産以外の償却資
産に対して課する固定資産税の課
税標準となるべき金額を算定し、
当該金額を課税標準として固定資
産税を課するものとする。この場
合において、一の納税義務者が一
の市町村の区域内において第一適
用年度を同じくする二以上の新設
大規模償却資産を所有するとき
は、これらの新設大規模償却資産
をあわせて一の新設大規模償却資
産とみなす。

2 新設大規模償却資産に対して課
する第一適用年度から五年度分の
固定資産税に限り、それぞれ前条
第二項から第四項までの規定の例
によつて算定した基準財政収入見
込額が前年度の基準財政需要額に
次の各号に掲げる割合を乗じて得
た額に満たないこととなる市町村
については、同条第二項の規定に
かわらず、同条第一項の表の下
欄に掲げる金額を、それぞれ基準
財政収入見込額が前年度の基準財
政需要額の当該各号に掲げる割合
に達することとなるように増額し
て同項の規定を適用するものとす
る。

一 当該年度が第一適用年度又は
第一適用年度の翌年度（以下本
条において「第二適用年度」とい
う。）に該当することとなる新設
大規模償却資産（以下本条にお
いて「第一次新設大規模償却資
産」という。）にあつては、百分
の百八十

二 当該年度が第二適用年度の翌
年度（以下本条において「第三適
用年度」という。）又は第三適用
年度の翌年度（以下本条におい
て「第四適用年度」という。）に該
当することとなる新設大規模償
却資産（以下本条において「第
二次新設大規模償却資産」とい
う。）にあつては、百分の百六十
三 当該年度が第四適用年度の翌
年度（以下本条において「第五適
用年度」という。）に該当すること
となる新設大規模償却資産
（以下本条において「第三次新設
大規模償却資産」という。）にあ
つては、百分の百四十

3 前項の場合において、一の市町
村の区域内にそれぞれ二以上の第
一次新設大規模償却資産、第二次
新設大規模償却資産又は第三次新
設大規模償却資産があるときは、
それぞれの新設大規模償却資産ご
とに、当該新設大規模償却資産の
うち価額の低いものから順次当該
価額を限度として、当該市町村の
前条第二項から第四項までの規定
の例によつて算定した基準財政収
入見込額が前年度の基準財政需要
額の、第一次新設大規模償却資産
にあつては百分の百八十、第二次
新設大規模償却資産にあつては百
分の百六十、第三次新設大規模償
却資産にあつては百分の百四十に
達することとなるように同条第一
項の表の下欄に掲げる金額を増額
するものとする。

4 一の市町村の区域内に第一次新
設大規模償却資産、第二次新設大
規模償却資産又は第三次新設大規
模償却資産又は第三次新設大規

模償却資産のいずれか二以上があ
る場合及び新設大規模償却資産と
新設大規模償却資産以外の大規模
の償却資産とがある場合における
当該新設大規模償却資産又は当該
大規模の償却資産について前条第
一項の表の下欄に掲げる金額を増
額するための計算方法は、総理府
令で定める。

5 前四項に定めるもののほか、新
設大規模償却資産に対して課する
固定資産税の課税標準額の算定に
ついて必要な事項は、政令で定め
る。

第三百六十二条に次の一項を加え
る。

2 固定資産税額（第三百六十四条
第八項の規定によつて都市計画税
をあわせて徴収する場合にあつて
は、固定資産税額と都市計画税額
との合算額とする。）が市町村の条
例で定める金額以下であるものに
ついては、当該市町村は、前項の
規定によつて定められた納期のう
ちいずれか一の納期において、
その全額を徴収することができ
る。

第三百六十四条第四項を同条第八
項とし、同条第三項中「前項」を「第
二項又は第五項」に改め、同項を同
条第七項とし、同条第二項の次に次
の四項を加える。

3 市町村は、第三百八十九條第一
項各号に掲げる固定資産（移動性
償却資産又は可動性償却資産で総
理府令で定めるものを除く。）に対
して課する固定資産税について
は、当該固定資産について第三百
九十四條の規定に基いて申告すべ

る。

き者が同条に規定する期限までに申告しなかつたことその他やむを得ない理由があることにより前項の徴税令書の交付期限までに当該固定資産に係る第三百八十九条第一項の規定による通知が行われなかつた場合においては、当該通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき固定資産税に限り、当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格（第三百四十九条の三の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価格にそれぞれ同条各項に定める率を乗じて得た額とし、第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定によつて当該市町村が前年度の固定資産税の課税標準とすべき額とする。以下第六項第一号において同じ。）を課税標準として仮に算定した額（以下本条において「仮算定税額」という。）の範囲内において、当該固定資産に係る固定資産税を徴収することができる。ただし、当該徴収することができたる額は、仮算定税額の二分の一に相当する額をこえることができない。

4 市町村は、前項の規定によつて固定資産税を徴収した後において第三百八十九条第一項の規定による通知が行われ、当該通知に基いて算定した当該年度の固定資産税額（以下本項及び第六項において「本算定税額」という。）がすでに徴収した固定資産税額に満たない場合においては、当該通知が行わ

れた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した固定資産税額が本算定税額をこえる場合においては、第十七条の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

5 市町村は、第三項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において納税者に交付する徴税令書は、第二項の規定にかかわらず、第三項の固定資産以外の固定資産と区分して、交付しなければならない。この場合においては、第三項の固定資産に対して課する固定資産税及び同項の固定資産以外の固定資産に対して課する固定資産税については、それぞれ一の地方税とみなして、国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の規定を適用する。

6 前項の徴税令書には、総理府令の定めるところによつて、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

一 徴税令書に記載された第三項の固定資産の課税標準額及び税額は、それぞれ当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格及びこれを課税標準として仮に算定した税額であること。

二 すでに徴収した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、第三百八十九条第一項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足税額を徴収し、当該仮算定税額

が本算定税額をこえる場合においては、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

第三百六十四条の次に次の一条を加える。

（仮算定税額に係る固定資産税の賦課の救済）

第三百六十四条の二 前条第三項の規定によつて同項の固定資産に係る固定資産税を徴収されることがなる者は、当該年度において当該者に係る固定資産税の納税義務がないことにより同項の規定によつて固定資産税を徴収されることがならないと認める場合又は当該固定資産に係る当該年度の固定資産税額が仮算定税額に満たないこととなると認める場合においては、同条第五項の徴税令書の交付を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をすることができ

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の徴税令書を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の徴税令書の交付を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

4 第一項の異議の申立に対する市町村長の決定は、その申立を受理

した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三十日以内に、道府県知事に訴願することができる。

6 前項の訴願に対する道府県知事の裁決は、その訴願を受理した日から三十日以内にしなければならない。

7 訴願の裁決に不服がある者は、その裁決の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に出訴することができる。

8 異議の決定又は訴願の裁決は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者又は訴願を提起した者に交付しなければならない。

9 異議の申立又は訴願に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第一項又は第五項の期間に算入しない。

10 第一項の規定による異議の申立、第五項の規定による訴願の提起又は第七項の規定による出訴があつても、固定資産税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、市町村長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第三百六十八条第一項ただし書中「第三百四十九条の四」の下に「又は第三百四十九条の五」を加える。

第三百七十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三百六十四条第三項の規定によつて徴収する固定資産税については、過納税額を行つた場合においては、当該固定資産に係る第三百八十九条第一項の規定による通知が行われる日までの間は、国税徴収法第二十四条の規定による公売は、することができない。

第三百八十一條第六項中「第三百四十九条の四」の下に「又は第三百四十九条の五」を加え、「同条の規定」を「これらの規定」に改める。

第四百八十九条第一項第七号の二中「硫化砒の下に」「水銀砒、石綿及び可燃性天然ガス」を加え、同条同項第八号中「（アルミナを含む）」の下に「及びマグネシウム地金（電解法によるものに限る）」を加え、同条同項第十三号中「過りん酸石灰、重過りん酸石灰及び溶性りん酸（化成肥料を含む）」を、「過りん酸石灰、重過りん酸石灰、溶成りん酸、焼成りん酸及び焼成りん酸にりん酸液を作用させた肥料（化成肥料を含む）」に改める。

第四百八十九条第七項を同条第九項とし、同条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びにこれらの法人以外の法人又は個人でその所有する製氷設備に係る製氷能力の合計が政令で定める基準に満たないもの（以下次項において「漁業協同組合等」という。）が、その設置する工場において製造する氷をもつてばら漁船その他政令で定

める場所における水産物の保存の用に供している場合においては、当該工場において直接当該氷の製造に使用する電気に対しては、電気ガス税を課することができない。

5 漁業協同組合等が前項の工場に併置する冷蔵倉庫でもつばら水産物の冷蔵又は凍結の用に供するものにおいて直接水産物の冷蔵又は凍結に使用する電気に対しては、電気ガス税を課することができない。

第五百五十二条第一項中「百分の五」を「百分の四」に、「百分の六」を「百分の五」に改める。

「第五百八十五条から第六百八十八条まで 削除」を「第五百八十五条から第六百六十八条まで 削除」に改める。

第三章第八節を削り、「第九節 市町村法定外普通税」を「第八節 市町村法定外普通税」に改める。

第七百条の四第二項中「炭化水素油」の下に「(自動車の内燃機関の用に供することができる認められる炭化水素油で政令で定めるものを除く)」を加える。

第七百条の七中「六千円」を「九千円」に改める。

第七百条の二十二第一項及び第四項中「軽油に対応する部分の金額」を「軽油に対応する部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項、第四項又は第五項の規定によつて軽油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合においては、特別徴収義務者の還付の申請があつた日から起算

して十日を経過した日に軽油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金の納入があつたものとみなして、第十八条第一項の規定を適用する。

第七百三条の二を第七百三条の三とし、第七百三条を第七百三条の二とし、第七百二条第三項中「第七百一条」を「第七百二条」に改め、同条を第七百三条とし、「第三節 水利地益税等」を「第四節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」に改め、第七百一条の七第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同条を第七百二条の七とし、第七百一条第二項中「又は第八項」を「第九項、第十項又は第十二項」に改め、同条を第七百二条とし、第七百一条の二を第七百二条の二とし、第七百一条の三を第七百二条の三とし、第七百一条の四を第七百二条の四とし、第七百一条の五を第七百二条の五とし、第七百一条の六に次の一項を加え、同条を第七百二条の六とする。

2 都市計画税額(次条第一項前段の規定によつて固定資産税をあらわして徴収する場合にあつては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする。)が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

「第二節 都市計画税」を「第三節 都市計画税」に改め、第七百条の五十の次に次の一節を加える。

第二節 入湯税

(入湯税)
第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設その他観光施設の整備に要する費用に充てゐるため、鉱泉浴場における入湯に対して、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)
第七百一条の二 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、二十円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)
第七百一条の三 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならぬ。この場合においては、特別徴収義務者に証紙徴収の方法によつて徴収させることができる。

(入湯税の特別徴収の手続)
第七百一条の四 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負ふ。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別

徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(入湯税に係る徴税吏員の質問検査権)
第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 特別徴収義務者
二 納税義務者又は納税義務がある者
三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第一項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者
三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)
第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が五十万円をこえる場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合

第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の

基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、同条同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合において、次の各号の一に該当する理由があるときは、市町村長は、同条同項の不足申告加算金額のほか、その計算の基礎となつた税額の税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一 前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実を理由として納入申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二 前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したこと。

三 前条第二項第三号又は第四号

の規定に該当する場合においては、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実を理由として納入申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3 市町村長は、前項の規定に該当する場合において納入申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(違法又は錯誤に係る入湯税に関する更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の救済)

第七百一条の十四 第七百一条の九第四項又は第七百一条の十二第四項若しくは前条第四項の規定によつて更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があることを認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をすることができ。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の通知を郵便をもつて発送した場合において、その到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、特別徴収義務者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立に対する市町村長の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第一項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、入湯税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、市町村長は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があることを認める場合においては、これを停止することができる。

(入湯税の証紙徴収の手続)

第七百一条の十五 市町村は、入湯税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者に当該市町村が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、市町村は、入湯税を納付する義務

が発生することを証する書類に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代へることができる。

2 市町村又は特別徴収義務者は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面と証紙の裏面とに於て当該市町村の印又は特別徴収義務者の印若しくは署名で判明にこれを消さなければならない。

3 第一項の証紙の取扱に關しては、当該市町村の条例で定めなければならない。

(入湯税に係る督促)

第七百一条の十六 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 前項の場合においては、市町村の徴税吏員は、当該市町村の条例で定める期間内において督促による納入のための相当の期限を指定しなければならない。

3 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第七百一条の十七 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合におい

ては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

(入湯税に係る滞納処分)

第七百一条の十八 第七百一条の十六の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに納入金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、当該市町村の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分を不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をすることができ。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する市町村長の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便送達の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第一項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

9 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分執行は、停止しない。ただし、市町村長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の十九 入湯税の特別徴収義務者は、滞納処分執行を受ける前に当該滞納処分執行を免れる目的で財産を隠匿し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該滞納処分執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又これを併科する。当該滞納処分執行を受けた後その執行を免れる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分執行を免れさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その特別徴収義務者に対する滞納処分執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 特別徴収義務者に対する滞納処分執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは

十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の罰金刑を科する。(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪)

第七百一条の二十 第七百一条の十八第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。(入湯税に係る交付要求)

第七百一条の二十一 特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合においては、市町村の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認

をした相対人に対して、入湯税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならぬ。ただし、他に差し押さへるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押さへることが出来る。

一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 競売の開始があつたとき。
五 法人が解散したとき。
六 特別徴収義務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

(入湯税に係る延滞加算金)

第七百一条の二十二 市町村の徴税吏員は、督促状を發した場合には、入湯税に係る納入金額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)について一日三銭の割合をもつて、督促状の指定期限の日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならぬ。ただし、次の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 繰上徴収をするとき。
二 督促状の指定期限までに納入金を完納しなかつたことについて、交通のた絶その他やむを得ない理由があると認めるとき。
2 前項の延滞加算金額は、納入金額の百分の五をこえることができない。

(入湯税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)
第七百一条の二十三 入湯税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第七百一条の二十四 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行ふものとする。この場合においては、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、入湯税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、税務署長の職務を行ふ区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行ふことができる。

第七百一条の二十五 第七百一条の二十三の場合において、国税犯則取締法第二十一条及び第二十二條の規定は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の入湯税に関する犯則事件の調査についてののみ、かつ、当該市の区域内に限る限り、これを準用する。

第七百一条の二十六 第七百一条の二十三の場合において、収税官吏

の職務を行ふ者は、その所属する市町村の区域外においても入湯税に関する犯則事件の調査を行ふことができる。

第七百一条の二十七 第七百一条の二十三の場合において、入湯税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第七百一条の二十八 第七百一条の二十三の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該市町村の収入とする。

(国税犯則取締法を準用する入湯税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪)

第七百一条の二十九 第七百一条の二十三の場合において、第七百一条の二十七の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされる入湯税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行ふ第七百一条の二十三の市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。
第七百三十四条第一項中「第八節」を「第七節」に改め、同条第三項中「第三百三十三條第一項中「百分の十五」又は「百分の十八」とあるのは、それぞれ「百分の二十一」又は「百分

それぞれ「百分の二十八」又は「百分の三十二」と、同条第二項中「当該市町村の税率によつて算定した当該年度分の市町村民税の所得割の額及び当該市町村の長が第四十条第一項又は第二項の規定によつて決定し、又は変更した当該年度分の道府県民税の所得割の額」とあるのは、都の税率によつて算定した当該年度分の都民税の所得割の額」と、「その超過額に

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、娯楽施設利用税、遊興飲食税、電気ガス税、木材引取税及び入湯税に関する改正規定（第七十八条の次に一条を加える改正規定を除く。）は、同年七月一日から施行する。

行期目

（新法の適用区分）

第二条 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、法人の道府県民税及び法人の市町村民税に關する部分は昭和三十二年四月一日の属する事業年度分並びに同日以後の解散又は合併による清算所

法人税割(清)

第七百四十五条第一項中「第三百六十四条から第三百六十七条まで、」を「第三百六十四条（第八項を除く）、第三百六十四条の二第一項から同条の六の二第一項まで、」と改定し、同条の二第一項中「同条の六の二第一項から同条の六の二第二項まで、」と改定する。

第三條 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定があるものに属する財産でこの法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下次条において同じ。）の施行前にその上に質権又は抵当権が設定されているものについて新法第十

一条の四の規定の適用がある場合においては、新法第十五条第八項の規定にかかわらず、当該質権又は抵当権を有する者がその旨を公正証書をもつて証明したときは、当該財産の価額を限度として、当該質権又は抵当権を担保する債権に対しては、地方税は、先取しない。

新法第七十三條の二

二項（同法第七十三條の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第七百條の二十二第七項の規定は、この法律の施行の日以後において還付すべき額について適用する。

（道府県民税に關する規定の適用）

第五條 法人でない社團又は財団で

つ、法人税法第一条第二項の規定

において法人とみなされるものについては、新法の規定は、当該法

第六條 新法第三十二條第二項及び新法第四十條第三項の規定は、昭和三十三年度分の個人の道府県民税から適用する。

昭和三十三年度分の個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第二項中「百分の八」とあるのは、「百分の七・五」と読み替えるものとする。

第七條 昭和三十三年四月一日の風
 する事業年度の直前の事業年度以
 前の事業年度において、総損金が

総益金をこえることとなつたため、この法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三條第五項の規定によつて総損金が総益金をこえることとなつた当該事業年度直後の事業年度以後の事業年度分の法人税割額を算定していた法人で、この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除

以下、附則第二十八條及び第二十九條を除き、同じ。の施行の際、なお同法同条同項の規定の適用を受けることができる額がある

ものの昭和三十二年四月一日の属する事業年度以後の事業年度分の法人税割額の算定について新法第五十三条第五項の規定を適用する場合においては、同法同条同項中「還付を受けた法人税額」とあるの

は、「還付を受けた法人税額から地方税法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第 号）による改正前の地方税法第五十三条第

第八條 法人の昭和三十二年四月一日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る旧法第七十二条の二十六又は

第七十二条の二十七の規定による事業税の申告納付の期限が同日前であるときは、当該法人の申告納付すべき事業税については、なお従前の例による。

九条 法人が昭和三十二年四月一日以後に新法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付

する場合（新法第七十二条の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）においては、同条第一項に規定する前事業年度の事業税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定事業税額は、それぞれ当該事業

年度又は被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の所得について新法第七十二条の二十二の規定の適用があつたも

のとして計算した金額による。

十条 地方鉄道事業又は軌道事業を行ふ法人でその事業年度が六月をこえるもの（昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度分の事業税について、旧法

第七十二條の十八第二項の規定の適用を受けていたものを除く。が昭和三十二年四月一日以後最初に新法第七十二條の二十六第一項の

規定によつて事業税を申告納付する場合においては、同法同条同項ただし書の規定によつて所得を計算し、当該所得に対する事業税額を申告納付しなければならない。

第十一条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うもの並びに漁業生産組合及び森林組合で新法第七十二条の二十二第四項の特別法人でないものについては、新法の規定は、これらの法人でない社団若しくは財団又は法人の昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度分の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税について適用し、これらの法人の同日以前に開始した事業

年度分の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

第十二条 輸出水産業組合の昭和三十三年四月一日の属する事業年度の事業税について附則第八条の規定の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の事業税については、新法第七十二条の二十五の規定を適用せず、新法第七十二条の二十八の規定を適用する。

第十三条 新法第七十二条の五の二の規定は、この法律の施行後に解散した新法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人及び新法第十六条の六第二項に規定する外国法人

の清算中に終了する事業年度分の事業税について適用し、この法律の施行前に解散したこれらの法人の清算中に終了する事業年度分の事業税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第七十二条の四十五第二項の規定は、この法律の施行後に新法第七十二条の三十三の規定による修正申告書の提出により納付すべき事業税額に係る延滞金額について適用し、この法律の施行前に旧法第七十二条の三十三の規定による修正申告書の提出により納付すべき事業税額に係る延滞金額については、なお従前の例による。

第十五条 昭和三十三年四月一日の

属する事業年度の直前の事業年度以前において地方鉄道事業又は軌道事業を行つていた法人の事業税については、従前から法人税の課税標準である所得の計算の例によつて所得の計算が行われていたものとして新法の規定を適用する。

(市町村民税に関する規定の適用)

第十六条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一一条第二項において法人とみなされるものについては、新法の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度分の市町村民税について適用する。

第十七条 新法第二百九十二条第二号、第四号及び第七号並びに第三

百三十三条第一項及び第二項（第七百三十四条第三項中第三百三十三条第一項及び第二項に係る部分を含む）の規定は、昭和三十三年度分の個人の市町村民税から適用する。

2 昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第二百九十二条第七号中「五万円」とあるのは「四万七千五百円」と、新法第三百三十三条第一項中「百分の二十」とあるのは「百分の十八・五」と、「百分の二十四」とあるのは「百分の二十二」と読み替へるものとする。

第十八条 昭和三十三年度分及び昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第三百三十三条第三項の表は、それぞれ次の表のとおり読み替へるものとする。

昭和三十三年度	昭和三十三年度
三万円以下の金額	三万円以下の金額
三万円をこえる金額	三万円をこえる金額
八万円をこえる金額	八万円をこえる金額
十五万円をこえる金額	十五万円をこえる金額
三十万円をこえる金額	三十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額	五十万円をこえる金額
八十万円をこえる金額	八十万円をこえる金額
百二十万円をこえる金額	百二十万円をこえる金額
二百万円をこえる金額	二百万円をこえる金額
三百万円をこえる金額	三百万円をこえる金額

昭和三十三年度	昭和三十三年度
三万円以下の金額	三万円以下の金額
三万円をこえる金額	三万円をこえる金額
七万円をこえる金額	七万円をこえる金額
十二万円をこえる金額	十二万円をこえる金額
二十万円をこえる金額	二十万円をこえる金額
三十五万円をこえる金額	三十五万円をこえる金額
五十万円をこえる金額	五十万円をこえる金額
八十万円をこえる金額	八十万円をこえる金額
百二十万円をこえる金額	百二十万円をこえる金額
二百六十万円をこえる金額	二百六十万円をこえる金額

昭和三十三年度 百分の二・三
昭和三十三年度 百分の二・五
昭和三十三年度 百分の三・五
昭和三十三年度 百分の三・八
昭和三十三年度 百分の四・三
昭和三十三年度 百分の五・二
昭和三十三年度 百分の五・八
昭和三十三年度 百分の七・五
昭和三十三年度 百分の七・九
昭和三十三年度 百分の九・五
昭和三十三年度 百分の十
昭和三十三年度 百分の十一・八
昭和三十三年度 百分の十二・三
昭和三十三年度 百分の十四・五
昭和三十三年度 百分の十五・一
昭和三十三年度 百分の十七・八
昭和三十三年度 百分の十八・五
昭和三十三年度 百分の二十一・七

第十九条 昭和三十三年度分及び昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第三百三十三

条第五項の表は、それぞれ次の表のとおり読み替へるものとする。

第二十條 昭和三十三年四月一日の

属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度において、繰損金が増益金をこえることとなつたため、旧法第三百二十一条の八第五項の規定によつて繰損金が増益金をこえることとなつた当該事業年度直後の事業年度以後の事業年度の法人税割額を算定していた法人で、この法律の施行の際、なお同法同条同項の規定の適用を受けることができる額があるものの昭和三十三年四月一日の属する事業年度の以後の事業年度の法人税割額の算定について新法第三百二十一条の八第五項の規定を適用する場合においては、同法同条同項中「還付を受けた法人税額」とあるのは、「還付を受けた法人税額から地方税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）による改正前の地方税法第三百二十一条の八第五項の規定によつて減額された法人税割額に対応する法人税額の合計額を控除した額」とする。

（固定資産税に関する規定の適用）
第二十一条 新法第三百四十九条の

五の規定は、この法律の施行前において建設された工場又は発電所の用に供する償却資産で、当該工場又は発電所が建設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年の四月一日の属する年度から昭和三十三年までの年度の数が五をこえないものの昭和三十三年度分以後の固定資産税についても適用する。この場合において、

当該償却資産について新法第三百四十九条の五の規定が適用されたとすれば、同条同項の第一適用年度が、昭和二十八年年度であるものにあつては昭和三十三年度をもつて第五適用年度とし、昭和二十九年年度であるものにあつては昭和三十三年度をもつて第四適用年度とし、昭和三十一年度であるものにあつては昭和三十三年度をもつて第三適用年度とし、昭和三十一年度であるものにあつては昭和三十三年度をもつて第二適用年度とし、昭和三十三年度であるものにあつては同年度をもつて第一適用年度とする。

2 地方税法の一部を改正する法律

（昭和三十年法律第百十二号）附則第二十五項及び第二十六項の規定は、新法第三百四十九条の五の規定の適用を受ける水力発電所の用に供する償却資産（当該償却資産で前項の規定の適用を受けるものを含む。）については、適用しない。

第二十二條 昭和三十三年度分の固

定資産税に限り、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百十二号）附則第二十二項の規定にかかわらず、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の税収入見込額（地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同じ。）を控除した額に、当該大規模の償却資産について新法第三百四十九条の四第一項

若しくは第二項又は第三百四十九

条の五の規定を適用した場合において当該年度分として課することのできる固定資産税の税収入見込額を加算した額（以下本項において「基準財政収入見込額」という。）が、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額の百分の百三十（新法第三百四十九条の五第二項の第一次新設大規模償却資産がある市町村については百分の百八十とし、同項の第一次新設大規模償却資産がなく同項の第二次新設大規模償却資産がある市町村については百分の百六十とし、同項の第三次新設大規模償却資産のみがある市町村については百分の百四十とする。）をこえることとなつても、昭和二十九年年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額（以下本項において「昭和二十九年年度の基準財政収入額」という。）の百分の七十に満たないこととなる市町村については、基準財政収入見込額が昭和二十九年年度の基準財政収入額の百分の七十に達することとなるように、新法第三百四十九条の四第一項の表の下欄に掲げる金額を増額して同条又は新法第三百四十九条の五の規定を適用するものとする。

2

前項の場合において、昭和二十九年四月二日から昭和三十三年度の固定資産税の賦課期日までの間に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村の昭和二十九年年度の基準財政収入額の算定方法は、地方税法の一部を

改正する法律（昭和三十年法律第

百十二号）附則第二十三項に基く総理府令の定めるところによる。（軽油引取税に関する規定の適用）
第二十三条 この法律の施行の際特約業者若しくは元売業者以外の者が特約業者若しくは元売業者から、又は特約業者が他の特約業者からすてに引取を行つた軽油について、この法律の施行後当該特約業者又は元売業者が引渡を行うための貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）からの移出（当該特約業者又は元売業者の管理する他の貯蔵場等への移出及び特別徴収義務者以外の販売業者が引取を行つた軽油の特約業者又は元売業者以外の者が管理する貯蔵場等からの当該販売業者への移出を除く。）を行つた場合においては、当該移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三千円とする。

第二十四條 この法律の施行の際、

軽油引取税の特別徴収義務者以外の者が管理する貯蔵場等にある特別徴収義務者以外の販売業者の所有する軽油の数量が同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該販売業者がこの法律の施行の日に特約業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新法の規定（第七百条の五第

三号の規定を除く。）を適用する。

この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三千円とする。

第二十五條 前条の場合において、

軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律の施行の日から起算して十五日以内に同条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油に係る軽油引取税の課税標準額、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該貯蔵場等に係る軽油を直接管理する販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければなら

2 道府県知事は、前項の場合にお

ける軽油引取税の税額が政令で定める額をこえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち当該政令で定める額をこえる部分について、三月以内の期間を限りて徴収猶予をすることができ。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該販売業者から担保を徴収することができる。

3 新法第十六条の三第三項から第

六項まで及び第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた納税者が担保を提供する場合及びその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合に

ついで準用する。この場合において、同法第十六条の第三項中「前二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）附則第二十五条第二項」と、同法同条第六項中「第一項及び第二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第二十五条第二項」と、同法第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第二十五条第二項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合」と、同法同条第四項及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第二十五条第二項」と読み替へるものとする。

（旧法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱）
第二十七條 旧法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。ただし、旧法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた入湯税で昭和三十三年以後の年度の歳入に所屬するものは、新法の規定による目的税として収納したものとみなす。
（罰則に關する規定の適用）
第二十八條 新法の罰則に關する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十九條 前二十八條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
（登録税法の一部改正）
第三十條 登録税法（明治二十九年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。
第十九條第三号ノ二中「地方税法第十六條ノ三第一項及第二項」を「地方税法第十六條の三第一項（同法第百二十二條の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二項、第十六條の七第一項並第七百

條の二十一第一項に、「同条第四項」を「同法第十六條の三第四項（同法第百二十二條の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。
（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）
第三十一條 地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百十二號）の一部を次のように改正する。
附則第二十四項中「町村合併促進法（旧町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八號）に改め、（同法第三十六條又は第三十七條において町村合併とみなされる場合を含む。）の下に」又は新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四號）第二條第三項に規定する町村合併」を、「新法第三十四條の四第一項及び第二項の下に」並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）による改正後の地方税法第三十四條の五」を加へる。

4 道府県知事は、第二項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金及び延滞加算金中当該徴収猶予をした期間内に対応する部分の金額を免除するものとする。
5 第二項の規定による抵当権の取得又は第三項において準用する新法第十六條の三第四項の規定による差押の解除に關する登記については、登録税を課さない。
（都民税に關する規定の適用）
第二十六條 昭和三十三年度分の個

百億円増額されることとなります。これが關係予算の御審議をたいたま願ひして、その趣旨を御説明申し上げます。交付税の増額に伴ひ今年度内において緊急措置を必要とする要措置額といったしましては、交付税の増額に伴ひ法律に當然に交付すべきこととなる普通交付税の調整減額復活分と、昨年末の期末手当の増額支給に伴ひ必要を生じました財源所要額との合計約二十四億円でございまして、これが御承知のことく、地方財政における公債償還の重圧が加わり、これを緩和する対策を急速に講ずる必要が痛感せられておるところでございまして、右に述べました額を差し引きました範囲内において、今回の交付税の増額分を今年に交付し、明年度の地方債の元利償還費の一部に充当することができるようになることが、地方財政運営上の諸事情を総合いたしますと、差し当つての措置としては最も適當であると考えられるのであります。

○田中國務大臣 ただいま議題となりました三つの法律案についてその趣旨を御説明申し上げます。
まず昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に關する特例に關する法律案について、その趣旨を簡単に御説明申し上げます。
最近の經濟界の好況によつて、これは租税収入の相當の自然増収が見込まれますし、また別途所得税及び法人税の増収を財源として一般会計の予算の補正が行われまして、地方交付税が

続いて、特別とん譲手税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
すでに本国会に提案されております特別とん税法の制定に伴ひまして、特別とん税の収入額に相當する額を開港所在市町村に譲与するために、特別とん譲手税の制度を創設し、その譲与の基準、時期及び譲与時期ごとの譲与額その他、譲与について所要の規定を設ける必要がございまして、これがこの法律案を提案する理由でございまして、次に、この法律案の具体的内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、特別とん譲手税の額であります。これを特別とん税の収入額の全額とし、開港にかかる港務施設が設置されている市町村で自治庁長官が指定するもの、すなわち、開港所在市町村に對して譲与するものとしたしております。その額は、昭和三十三年度におきまして、五億八千六百萬円の見込でございまして、

第二は、譲与の基準でございまして、さきにも述べましたように、開港への入港にかかる特別とん税の収入額に相當する額を譲与するものとしたしておりますが、この場合におきまして、一の開港にかかる開港所在市町村が二以上ありますときは、次によるものとしております。すなわち、当該二以上の開港所在市町村のそれぞれ区域を個別の税関が個別に管轄しているときは、税関ごとの特別とん税の収入額に相當する額をそれぞれの市町村に譲与するものとし、また、これらの市町村の区域が一の税関の管轄区域に屬するときは、港務施設の利用状況その

他の事情を参酌し、総理府令の定めるところによつて、当該税関にかかる特別とん税の収入相当額を按分して譲与するものとしたのであります。

第三は、譲与時期であります。毎年度九月及び三月の二回といたしまして、それぞれ前六箇月に収納いたしました特別とん税の収入額に相当する額を譲与することといたしております。

第四は、特別とん譲与税の用途についてであります。国は、特別とん譲与税の譲与に当りましては、その用途について条件をつけ、または制限してはならないことといたしております。

なお、別途地方税法の一部を改正いたしまして、外航船舶に対する固定資産税を軽減することとしております。これによつて港灣所在の市町村の税収入が減少することとなるのであります。この特別とん譲与税の譲与によつておのおの全額が補てんされるものと考えております。

以上が、特別とん譲与税法の趣旨でございます。

最後に、地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地方税においても明年度は相当の自然増収を期待することができるとあります。よりよく再建への第一歩を踏み出した地方財政の現状をもつては、これを財源として積極的に減税を行ふ余地は乏しいのであります。

しかしながら、地方税制にはなお負担の均衡化、合理化をはかるべき点もあり

ますし、また税務行政の適正化を期さなければならぬ点もありますので、若干の減収を生ずることではございませうが、昨年末提出されました地方制度調査会、臨時税制調査会などの答申の趣旨をも尊重いたしまして、あえてこの際若干の改正を加えることといたしたいと思つております。

改正案の骨子は、次の通りでございます。

第一に、住民税につきまして、課税方式を異にするることによる市町村間の負担の不均衡を緩和することとあります。

第二に、所得税の減税に伴ひ自動的に生ずる住民税の減収をできるだけ回避するとともに、住民税負担の軽減にも留意してその税率を調整いたしました。

第三に、中小企業者の事業税負担を軽減するため、法人、個人ともに低額所得部分に対する税率を軽減いたしました。

第四に、遊興飲食税について、租税負担の合理化をはかるとともに、税金徴収事務の簡素化を徹底いたしました。

第五に、固定資産税について、大規模固定資産に対する所在市町村の課税限度額を拡張いたしました。

第六に、軽油引取税について、揮発油課税の増額に対応いたしました。道路整備促進に必要な財源を充実するため、税率を引き上げることとあります。以下その内容の概略を御説明申し上げます。第一は、住民税に関する事項であります。

きるだけ避けるために、その税率を昭和三十三年度においては二六％、この場合道府県民税は七・五％となり、市町村民税は一八・五％となるわけでございます。昭和三十四年度以降においてはこれを二八％にしたい。その場合は、道府県民税は八％、市町村民税は二〇％になるのでございますが、かくのごとくに調整をして参りたいと思つております。

所得税につきまして大幅な減税が行われ、減税後の所得税額を課税標準とする昭和三十三年度以降の住民税所得割におきまして、その税率が現行の二一％のまま据え置かれます。自動的に住民税もまた減税されることとなりまして、その減収額は初年度百六十五億圓、平年度二百二十八億圓に上ることとなるのであります。

もとより国税、地方税を通ずる個人所得に対する租税負担は重きに過ぎるのでございますが、住民税の減収がこのような多額に上りますことは、この税が地方税の基本をなすものでありますこと、及び地方財政がまだ再建への途上にあることにかんがみまして、これが補てん措置を講ずることとせざるを得ないのであります。しかしながら、所得税の改正が過度の累進度の緩和をそのおのれのひとつとしておりますので、減収の回避をするに当りまして、原則として個々の納税義務者の負担が現行制度による負担を越えることとならないように留意することとはもちろん、進んでむしろ若干の所得割負担の軽減をも意図して税率を調整することとしたのであります。その結果所得年千三百万円以下の納税者はすべて所得税のみならず住民税所得

割においてもまた減税となるのであります。その減税の度合いは、初年度において七十九億圓、平年度においては百十六億圓の減税となるわけでございます。

その二は、課税総所得金額を課税標準として所得割を課しております第二課税方式、及び課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として所得割をきめております第三課税方式につきまして、その課税標準額に段階を区分いたしまして当該区分ごとの金額に応じまして順次に適用されるべき率を法定し、市町村はこれに準じてその税率をきめることとしております。

現に市町村においては、ただし書きによる第二課税方式を採用しているものが全市町村の中で七六％ございます。第一課税方式を採用しているものが一五％ございます。それから九％の市町村がその他の課税方式を採用しているという事情でございます。第二課税方式及び第三課税方式においては、市町村は、その条例で定める税率によつて幅広く任意に課税することができるとしてあるのであります。最近における所得税の減税等の影響もありまして、特にただし書きによる第二課税方式を採用する市町村におきましては、第一課税方式を採用する市町村の場合に比べて一般的にその負担がかなり重く、しかもその傾向は低額所得者に顕著になってきているのでございます。その結果課税方式を異にする市町村間において、同じ程度の所得者でありながら市町村民税所得割の額に二倍、三倍の差のあることも珍らしい例ではなくなつております。それぞれの

課税方式の特性もさることながら、もはやこれをそのままに放置することができないような状況にまで達してあるものと思つております。そこで第二課税方式または第三課税方式の場合におきまして、その所得割の負担が第一課税方式の場合における負担とおおむねひとしくなることを目安にいたしまして課税標準額に段階を区分し、かつその区分ごとの金額に応じて順次適用されるべき率を法定いたしまして、市町村は、この率に準じて条例で税率を定めることとするともに、ただし書きによる第二課税方式または第三課税方式によつて所得割を課税する場合においては、市町村の条例で定めるところにより扶養親族の数に応ずる税額控除を行うこととしたのであります。なおこの場合におきましては、現行の通り、当該市町村の税率によつて算定した所得割の額が課税標準額の、第二課税方式による場合は百分の七・五、第三課税方式による場合は百分の十五に相当する額をこえることとなるときは当該額に押えることとしております。

この措置によつて生ずる所得割の減収額は四十九億圓程度と見込んでおります。であります。関係市町村の財政に及ぼす影響は少からざるものがあると考えられますが、市町村税全般についてかなりの増収が期待されるときでもあり、かつ所得税の大幅減税に伴ひ第一課税方式による所得割の負担が将来一そう軽減され、課税方式相互の間における負担の不均衡がさらに拡大されていくことが予想されますので、この際住民負担の不均衡を緩和するため、あ

えてこのような措置を講ずることとい
たしたいと存するのであります。

第二は事業税に関する事項でござい
ます。

その一は、中小企業の租税負担を軽減
しようとするのであります。すなわ
ち、標準税率を法人につきましては、
現在の所得年五十万円以下一〇%を
八%に引き下げるほか、さらに軽減税
率の適用範囲を広げまして、年五十万
円をこえ年百万円までの部分に對しま
しては従来の一二%から一〇%に引き
下げることにし、また個人の第一種事
業につきましても新たに軽減税率を設
けまして課税所得が年五十万円以下
であり、基礎控除前で申しますと六十
二万円までの部分につきましては、従
来の八%から六%に引き下げることに
したのであります。ことに個人の第一
種事業の中には、その事業の所得の大
部分が事業主の勤勞によつて得られて
おるものがあります。これらの事業と
第三種事業との区分は、具体的に区別
は困難でございまして低額所得部分に
ついて税率を同じようにすることに
よつて、その間の負担の均衡をはかろ
うとしたのでございまして。これらによ
る減収額は初年度五十八億円、平年度
七十七億円の見込みでございまして。

その二は、法人の行う地方鉄道事業
及び軌道事業について課税標準を従来
の収入金額から所得に改めたことであ
ります。昭和二十九年バス事業に對す
る事業税の課税標準が収入金額から所
得に改められました以来問題となつて
きたのであります。近來はバス事業
の發展がめざましくなりまして、これ
との競争関係にある地方鉄道事業及び

軌道事業も大へん多いことにかんがみ
まして、その間における負担の均衡を
はかるために、あえて外形課税の理論
を捨てまして所得課税に改めようとし
るものでございまして。この結果は大多
数の地方鉄道事業及び軌道事業にとり
ましては減税となるのでありまして、
その減収額は初年度三億円、平年度五
億円の見込みでございまして。

その三は、公衆浴場業を第一種事業
から第三種事業に移そうとすることに
あります。公衆浴場が公衆の保健衛生
向上のために特殊な公的規制を受けて
いることなどを考えたからでありまし
て、これによる減収額は、約一億円で
ございまして。

第三は、娯樂施設の利用税に関する
事項でございまして。その一は、スケ
ート場を法定の課税対象施設から除外す
ることでありまして、スケートは娯樂
としてよりも大衆化されたスポーツと
して考えることが適當ではなからうかと
考えたからでございまして。その二は、
ゴルフ場の利用に對して外形課税の道
を聞くこととございまして、道府県
の条例の定めるところにより、利用の日
ごとに定額により課税することができ
るものとして、その標準税率を一人一
日につき二百円としたのであります。

第四は、遊興飲食税に関する事項で
あります。現行の遊興飲食税は、一昨
年の公給領収証制度の採用及び税率の
合理化によつてかなり適正化されてき
たのであります。なお課税客と消
費金額の差によりまして、税率を四段
階に区分してありますために、勢い税
金徴収事務も複雑になり、消費者にとつ
ても理解しにくい姿となつてゐるの

であります。また課税客の差による
現行の税率区分も消費行為の実態に照
らして適正といひたいのでありまし
て、現に課税客の相違による税率
区分を廃止して、もつぱら消費金額の
多少によつて適用税率を区分すべきで
あるとの意見さえもたらされてゐるの
であります。このような事情にかんが
みまして今回、芸者等の花代部分に
對する税率を他の遊興行為に對するも
のと区分してゐる従来の制度を改めま
して、一律に一五%としたことであ
ります。また旅館につきましては新たに
一人一泊につき八百円の免税点を設
け、免税点をこえる宿泊及びこれに伴
う飲食の料金につきましては現行通り
五百円の基礎控除を適用いたしまして
税率はすべて一〇%ということにした
のであります。また普通飲食店におけ
る一人一回の飲食についての免税点を
従来の二百円から三百円に引き上げ、
免税点をこえる飲食に對する税率は、
すべて一〇%とすることとしたしまし
た。これに伴ひチケット制の食堂等
におけるあらかじめ提供品目ごとに料
金を支払う飲食についての一品ごとの免
税点を従来の百円から百五十円に引き
上げ、免税点をこえる品目に對する税
率も一〇パーセントとしたのであり
ます。なお、この機会に從來飲食店
において二百円から五百円までのもの
については、公給領収証の使用を要し
ないものとされてゐたのを今後は、免
税点をこえるものについてはすべて領
収証を發行する建前をとることとした
のであります。

されることがとなり、他面、それに比し
て比較的高級な宿泊や飲食についての
み、一律一〇%の課税が行われること
となつて簡素にして確實な徴税が期待
できるのであります。また、花代につ
きまして、他の類似の遊興との間の
負担の均衡が保持されるときに課税
客の捕捉は一段と広く、かつ適実を
期し得るものと考えています。遊興飲
食税の改正は、道府県における準備の
関係もあつて七月から施行いたすので
あります。この改正によるさしあた
りの減収額は初年度において約九億
円、平年度において約十五億円と見込
んでおります。

第五は固定資産税に関する事項であ
ります。その一は国際競争を考慮し、
外航船舶に對する固定資産税の課税標
準を価格の三分の一の額から六分の一
の額に引き下げることにし、これとの
均衡上その他の船舶についての課税標
準も三分の一を減じまして、価格の三
分の二の額によることにいたしました
た。これらの措置のうち、外航船舶に
ついて五億円程度、その他の船舶につ
いて三億円程度の減収を生ずる見込み
であります。関係市町村の減収を補
てんするため別途創設される特別とん
税の全額を徴収地開港所在の市町村に
譲与する措置を講ずることとしてゐる
のでありまして、その総額は、約六億
円の見込みであります。

その二は大規模償却資産に對して課
する市町村の固定資産税の課税限度額
を引き上げたこととあります。大規模
償却資産に對して課する市町村の固定
資産税についてその課税限度額は、こ
の制度の平年度化に伴ひ昭和三十一年
度より若干引き下げられたのでありま

すが、市町村の財政実態から見まし
て、昭和三十年度の経過措置として緩
和されてゐた額をそのまま恒久化する
ことが適當と考えられるのでありま
す。すなわち、大規模償却資産に對し
て所在の市町村が固定資産税を課し得
る人口段階ごとの価格の限度は、それ
ぞれこれを引き上げ、人口三万以上の市
町村にあつては現行の四億円を六億五
千万円とするともに、これらの制度を
適用した結果、当該市町村の基準財政
収入見込額が基準財政需要額の一定割
合に相当する額を下回ることとなる
ときは、その割合に相当する額となるま
で課税限度額を引き上げるものとして
するのであります。この財源保障の
割合を現行の百分の百二十から百分の
百三十に引き上げることとしたして
あります。また、新たに建設された工場
または発電所の用に供する大規模の償
却資産につきましては、これらの施設
の建設当初における市町村の財政需要
の増高等を考慮いたしまして、右の財
源保障率を最初の年度から五年度分の
固定資産税に限り特に引き上げるもの
とし、最初の二年度にあつては百分の
百八十、次の二年度にあつては百分の
百六十、最終の年度にあつては百分の
四十とするにとつたのであります。以
上の改正によつて市町村の固定資産税
収入は、約十億円増加するものと見込
まれるのであります。反面、道府県
税収入においては同額の減少を來たす
こととなるわけでありまして。

第六は、電気ガス税に関する事項で
あります。その一は、漁民保護の見地
から、漁業協同組合などが、その設置
する製氷工場において製造する氷を
もつぱら漁船などにおける水産物保存

の用に供している場合においては、当該工場で直接水の製造に使用する電気に対しまして、及びこれらの工場に併置する冷蔵倉庫でもつばら水産物の冷凍の用に供するものにおいて直接水産物の冷凍に使用する電気に対しましては、電気ガス税を課さないこととしたのであります。

その二は、基礎資材製造などについて原材料課税となるようなことを避ける意図のもとに、マグネシウム地金、石棉、可燃性天然ガス、水銀鉱及び焼成燐肥の製造または掘採のために直接使用する電気に対しても同じく電気ガス税を課さないこととしたのであります。これらによって生ずる減収額は約一億円と見込まれております。

第七は、木材引取税に関する事項であります。木材引取税の税率を現行の百分の五から百分の四に引き下げ、反面市町村ごとの課税の適正化を一段と推進しようとしているのであります。

第八は、入湯税に関する事項であります。温泉浴場所在の市町村においては、環境衛生施設その他観光施設の整備をはかることは特に必要なことでもありますので、従来市町村の法定普通税とされてきた入湯税を、これらに要する費用に充てるための目的税とすることとしたのであります。

第九は、軽油引取税に関する事項であります。道路整備事業を充実させることの緊要なことは申すまでもないところであります。その財源を受益者に求める趣旨から別途揮発油に対する課税額を引き上げることとされておりますので、これに対応いたしまして軽油引取税におきましてその税率を来たる四月から一キロリットルにつき

従来の六千円を九千円に引き上げようとするものであります。この改正による増収額は初年度十七億円、平年度十九億円の見込みであります。

以上説明いたしましたもののほか、各税目を通じて規定の整備を若干はかっております。現行地方税制による昭和三十一年度収入見込額は、地方譲与税を含めて四千九百三十三億円であります。昭和三十一年度当初の見込みに比し七百十九億円の増加であります。ここに提案いたしました地方税法の一部を改正する法律案、別途提案いたします特別とん課与税法案などを通じまして、普通地方税では昭和三十一年度七十九億円、平年度は二百十八億円の減収となりますが、地方譲与税及び目的税を通計いたしますと、昭和三十一年度は三十一億円、平年度は百三十億円の減収にとどまる見込みでございます。

これが地方税の一部を改正する法律案についての大体の趣旨でございます。この説明の質疑は後日に譲ります。

午後二時四十分開議
○司委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

昭和三十一年度地方財政計画について、政府当局より説明を求めます。田中務大臣。
○田中務大臣 財政計画の樹立が内閣の更迭その他いろいろな事情でおく

れまして、まことに恐縮に存じております。ただいまお手元に配布いたしました昭和三十一年度地方財政計画につきまして、その概要を簡単に御説明申し上げます。

昭和三十一年度地方財政計画の策定に当りましては、わが国経済及び地方財政の現状にかんがみ、地方制度調査会等の答申の趣旨をも尊重の上、昭和三十一年度引き続き今後赤字の発生を見ないよう地方財政計画の一そのの合理化をはかり、さらに進んで歳入の増進を是とし、及び行政水準の確保をはかることにより、地方財政の健全化を一段と推進することを基本方針といたしました。この方針に基づき、計画策定の具体的指針といたしましては、次の五項目であります。一、国税の減税に伴う地方財源の減収を極力補填すること、二、自主財源の増進をはかること、三、一般財源の充実と相俟つて一般会計における地方債総額をさらに減少し、地方歳入構成の是正をはかること、四、地方行政の水準を確保するために、新市町村に対する国の援助を強化する等その建設を一そう促進すること、五、公営企業金融公庫を設置して、公営企業の円滑化をはかり、公営事業の拡充を期すること。

また、本計画策定の前提といたしまして地方税財政制度に関する改正事項中の主要なものは、第一に、地方税負担の不均衡の是正を中心として地方税制度の改正を行うこと。第二に、地方道路税及び軽油引取税の税率を引き上げ、地方における道路財源の充実をは

かること。第三に、地方交付税法を改正して地方交付税の繰入率を引き上げるとともに、算定方法の合理化をはかること。第四に、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案の規定により昭和三十一年度分の地方交付税の一部を繰り越し使用できるものとして、地方債の元利償還金の一部について財源措置をする。第五に、基地所在市町村に財源を付与するための制度を創設すること。第六に、公営企業金融公庫を創設すること。第七に、特別とん課税の創設に伴い、特別とん課税制度を設けること。

等の諸点であります。右のほか一般財源の増進に伴い一般会計における地方債を削減し、他面において、公営事業会計の地方債を増額し、公営事業の拡充を期することとし、なお、少額補助金を整理して一般財源に振りかえることとしたのであります。

以上のような前提のもとに、昭和三十一年度の地方財政計画を策定いたしました結果、その歳出規模は、一兆一千四百六十一億一千五百万円となり、昭和三十一年度地方財政計画に比して、形式上は一千四百四十五億万円を増加することとなりました。

次に歳出及び歳入のおもなる内容について簡単に御説明申し上げます。まず第一に、歳出について申し上げます。その一は、給与費であります。給与費につきましては、給与改訂、昇給、期末手当、新卒手当の増額等を見込んだ結果、前年度に比し、四百六十六億六千六百万円を増加し、四千四百三十五億六千六百万円となっております。

その二は、恩給費であります。恩給費につきましては、昭和三十一年度決算を基礎とし、所定の増加率を考慮して算定し、これに恩給の不均衡是正の平年度化に要する増加経費を加算いたしました。その結果は、二百十三億八千五百万円でありましたが、これは、前年に比し、十四億九千三百万円の増加となっております。

その三は、その他の消費的経費であります。このうち、国庫補助負担金を伴う経費については、それぞれの国の予算額を基礎として積算を行い、国庫補助負担金を伴わない経費については、昭和三十一年度の地方財政計画の額を基礎として、これに増減経費を加減いたしました。その結果、国庫補助負担金を伴う経費は、一千九十一億八千七百七十七万円となり、前年度に比し、七十億七千六百六十六万円を増し、国庫補助負担金を伴わない経費は、一千五百四十五億四千八百八十八万円となり、前年度に比し、四十八億四百四十四万円を増してあります。なお、国庫補助負担金を伴わない経費の増額のうちには、人口等の増加に伴う経費の増額、二十五億一千三百三十一万円、旅費法改正及び運賃値上げに伴う旅費の増額十六億四千九百九十九万円等が含まれております。

その四は、公債費であります。公債費は七百六十七億三千百万円であり、前年度に比し、百四十三億三千九百万円の増となっております。公債費の増については、それが地方財政窮乏の重要な原因となっていることにかんがみ、その重圧を緩和する必要があることは申すまでもないところであります。とりあえず明年度において、これが対策として地方交付税の配分を通じて重圧の原因となっている特定の地方債の元利償還金の一部について財源

措置を行うこととして、旧債にかかる公債費負担の軽減に資することとするほか、一般財源の増強に伴いさらに一般会計における地方債の発行額を減少せしめあわせて起債条件の合理化を考え、将来における公債費の重圧緩和の措置をとつたのであります。

その五は、道路、橋梁等の維持補修費であります。この経費は、二百五十七億五千五百万円の前年度に比し八十九億九千五百万円の増となっておりますが、これは道路、橋梁が極度に荒廃している状況にかんがみ、その補修費の必要額の一部を見込んで算定いたしましたのであります。

その六は、公共事業費であります。公共事業費については国の予算額に基き積算したものであります。前年度に比し百五十六億八千四百万円を増し、一千八百九十一億九千三百万円となっております。

その七は、失業対策事業費であります。失業対策事業費につきましても公共事業費と同様の方法によつて積算をいたしました。前年度に比し三億一千四百万円を減じ三億二億四千万円となっております。

その八は、国庫補助負担金を伴わない建設事業費であります。これは昭和三十一年度地方財政計画の額を基礎として、下水等環境衛生施設等の整備に要する増六十億六千四百万円、日本住宅公団に対する地方団体の出資金の減四億四、災害復旧事業費の減一億二百万円等を見込んで算定いたしました結果、前年度に比し五十四億三千四百万円を増し、七百八十七億八千九百万円となっております。

第二は歳入であります。その一は地方税収入であります。税収入のうち普通税に占める割合は、前年度行われし一税制改正の平年度化、経済界の好況等に伴つて六百七十五億五千九百万円の自然増収が予定されるのであります。地方税負担の均衡をはかるため税制改正を行うこととする結果百二億七千三百万円減収となります。差引五百七十七億八千六百六十六万円の増収となり、総額四千四百九十二億二千九百万円となっております。

目的税につきましても、前年度行われし一税制改正の平年度化等によつて三十五億二千九百万円の自然増収が見込まれ、入湯税が普通税から目的税に改められたこと及び軽油引取税の税率引き上げによる制度改正の増二十億二千二百万円と合算すると、総額において前年度に比し五十五億四千三百九十九万九千九百九十九円九角九分九厘の増となっております。以上の結果地方税総額は、四千六百五十一億一千三百九十九万九千九百九十九円と見込まれております。これを前年度に比しますと六億二千八百九十九万九千九百九十九円の増加となります。

その二は地方譲与税であります。譲与税収入については、六十億二千五百六十六万六千六百六十六円と算定いたしました。これは、入場譲与税については自然増収四億八千六百六十六円、百七十七億七千万円、地方道路譲与税については自然増収及び税率引上げによる増三十九億五千三百三十三円、これに新たに設けられる特別とん譲与税五億八千六百六十六円を加算いたしましたものであります。

その三は地方交付税であります。地方交付税の総額は千九百四十三億七千二百六十六万六千六百六十六円と見込みましたが、これは法定の繰入率を一定に引き上げることとし、減税後の国税三税の収入見込額七千二百六十六億八千七百六十六万六千六百六十六円、昭和三十一年度の精算分六億六千六百六十六円を減じた額のほかに昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に關する法律案の規定により昭和三十一年度から七十六億六千六百六十六円を繰越し使用される分がございまして、これをその限度まで繰り越すものとして加算いたしましたものであります。これにより実質的に前年度に比し三百五十七億七千四百六十六万六千六百六十六円の増となるわけでありまして。

その四は国庫補助負担金であります。国庫補助負担金は、義務教育費負担金において七十七億五千九百九十九万九千九百九十九円、その他の普通補助負担金において二億四千二百六十六万六千六百六十六円、公共事業費補助負担金において八十一億九千九百九十九万九千九百九十九円、失業対策事業費負担金において四億一千七百六十六万六千六百六十六円、前年度に比して七十七億七千万円の増加となり、二千九百五十六億六千六百六十六円となっております。

その五は地方債であります。地方債につきましても、地方団体の歳入構成をできるだけ健全化するため、一般財源の増強に伴い、一般会計における地方債を減少せしめることを基本方針といたしまして、地方財政計画に計上する地方債は、前年度に比し百九十五億六千六百六十六円に減じ、五百二十億六千六百六十六円といたしました。

その六は雑収入であります。雑収入につきましても、昭和三十一年度地方財政計画額を基礎とし、これに所要の増減を行つた結果千三百三十四億六千四百六十六万六千六百六十六円となり、前年度に比して十二億四千七百六十六万六千六百六十六円のおもな増加内容は、高等学校の生徒増に伴う授業料の増加と、給与費の増に伴う恩給納付金の増加であります。

以上が昭和三十一年度地方財政計画の概要であります。これを要約いたしますと、経済界の好況によりまして、地方税法の改正により普通税において百億円の減収が考えられるにもかかわらずなお七億七千万円に近づく増収を見込むことができまして、これに三百億円の増を加えて、地方交付税の増を加えまして、一般財源はかなり充実することとなり、これによつて、義務的経費の増その他昭和三十一年度における諸施策に伴う必要経費をまかなうほか、二百億六千六百六十六円に近づく増収を確保し、歳入構成の是正をはかり、さらに、従来果敢として果し得なかつた行政水準確保のために約百数十億円の経費を計上することができたのであります。このように地方財政計画は、従前に比べてかなり改善され、地方財政は、実質的意味においても健全性の回復に一步を進めることができるものと考へるのであります。地方行政の発展にかなが

みましますときは、この程度では、もとより、なお十分とはいふことができません。政府としては、さらに地方財政計画の合理化にこそその努力を重ねて参りたいと存じております。それとともに、この地方財政計画の実施を通じて各地方団体の健全な財政運営に深く期待し、地方財政の健全性の回復、維持ないしは財政構造の合理化を極力はかつて参りたいと存じております。

○門司委員長 この際小林財政部長より補足説明を求められておりますが、これを許すことにしてよろしゅうございませうか。

○門司委員長 それでは小林政府委員。

○小林(興)政府委員 お手元にお配りしてございませう資料に基きまして、簡単に御説明申し上げたいと思ひます。資料といたしましては、三十二年の地方財政計画と、それから三十一年度と三十二年度との財政規模の比較に關する調がございまして、説明は、むしろこの比較表によつて申し上げた方がおわかりやすいかと思ひます。それによつて御説明申し上げたいと思ひます。

逐次歳出から申し上げますと、歳出のうちの一は、消費的経費でございまして、給与費四百六十六億円の増になつておりますが、その中心は、定期昇給の昇給分が総体で約百三十億ぐらいと、それからベース・アップに伴う分が二百二十四億ほどでございます。これが各職員別にそれぞれ計上されております。その他の経費は、薪炭手当とか、その他児童生徒数の増減に伴う教

職員増減関係の経費、あるいは合併によりましてその特別職が従来減りましたものの平年度化の分とか、そういう経費が若干ありまして、総体として四百六億の増になったのでござい

ます。大体この財政計画のこまかい根拠の資料は、実はちょっとおくれでしたが、今至急製作中でございますので、二、三日中にはお手元にお配りいたしますので、それによってまた御了承願いたいと存するのであります。

大体給与費はそういう問題が中心でございまして、その次の恩給費及び退職料は、これは実際の恩給の伸びを基礎にして計上いたしておりますのと、それから不均衡正による増が九億ほどございまして、それを合せたものでございまして、これも特別に御説明申し上げるほどの問題でないと思ひます。

その次の公債費は百四十三億の増になっております。この内訳は、元本が三百九十九億、利子が三百六十八億、計七百六十七億でございまして、前年度より百四十三億ふえております。今までは大体元本と利子と半々でござい

ましたが、そろそろ元本の方が数字が多くなる、こういう傾向が今後現われてくるように見受けられるのでござい

ます。それから三番目の維持補修費、これは従来こういう形で財政計画にはのせておりませんが、消費的経費の中にふち込んでおいたのでございまして、中心は道路の維持補修費、その他、河川、海岸、砂防等の経費でござい

ますが、従来財政計画上、一番ウィークと申しますか、見足りない経費、地方

団体におきましてこの手当が十分でなかったもので、河川や道路の維持もごらん通りの格好でございまして、ぜひこの関係の経費を充実させたい、こ

ういうのがわれわれの念願だったのでございまして。八十億の増では、われわれの気持ちからいへば遠いのでござい

まして、せめて百数十億この経費をもらいたかったのでございまして、今年度の財政収支の関係上やむを得ずこれで

がまんをすることにしたのでござい

まして、それから次は投資的経費でございまして、公共事業費百五十六億ふえてお

ります。これはもっぱら国の施策に伴う、国の予算にタイアップして経費を計上してあるものでございまして、地方

自治体側としては全く受け入れ態勢の数字でございまして。この百五十六億のうち、災害は、最近災害が幸いござ

いまして、数字が減りまして、普通建設事業で二百十二億ふえておりま

して、道路が百五十八億、それから一般公共が四十三億八千万、その他文教

六億ちょっと、食糧増産の四億七千万、こういうような内訳になるのでござ

いまして。それに見合ひの財源を地方財政計画で組んだわけでござい

まして、そのうちで、もう一つ御説明申し上げたいのは、このうちでいわゆる収益的

建設事業、簡易水道等の経費を見てお

つたのでございまして、そのうち四十億は財政計画の外に出すことにな

りまして、ここから削っております。これはあとからまたあらためて御説明

申し上げたいと思ひます。それから失業対策費は、全体で三十

億の減になっております。その内訳は、特別失対で三十五億ふえて、普通失対において六十七億の減、これも国

の予算に関連するものでござい

まして。それから三番目としたしまして国庫補助負担金を伴わない建設事業費で五

十四億の増、これが地方財政計画特有の問題でござい

まして、この経費は五十五億増になっております。簡単に内訳を申しますと、一つは下水道、環境

衛生施設の整備六十億を増加いたして

おります。下水四十九億、廃棄物処理場、火葬場その他の経費でござい

まして、いわば都市施設の経費でござい

まして。この経費も、従来主体の自治体側から考えまして、非常に少く、都

市の衛生、保健その他の施設が非常に不十分だったのでございまして、財政計画上ぜひこの関係の経費を多くし

たいと思ひます。この百五十六億のうち、災害は、よくよく六十億だけ認め

ることができたのでござい

まして。この経費と、先ほど申しました道路、河川等の維持補修費の八十億、合せて百四

十億が、われわれが行政水準を確保するためにどうしても要する経費だとして

主張して参つておつた中身でござい

まして、当初の要求からいふと離れておりますけれども、どうか格好は、こ

ういうことで多少はつけざるを得な

かった、こういう状況でござい

まして。普通建設事業はその程度にいたしてお

きまして、災害は、公共災害の減に伴

いまして災害関係の経費が減つたわけ

でござい

まして。それから次に、地方交付税の不交付

団体における平均水準を越える必要経

費、これは従来財政計画外の歳出とい

うような形で組んでおつたものでござ

いまして、これも従来からの表現もあまり

適当でない、もっともこの表現も適当

かどうか、あまりいい知恵もなかった

のでござい

まして。この経費は五十五億増になって

おります。簡単に内訳を申しますと、一つは下水道、環境

衛生施設の整備六十億を増加いたして

おります。下水四十九億、廃棄物処理場、火葬場その他の経費でござい

まして、いわば都市施設の経費でござい

まして。この経費も、従来主体の自治体側から考えまして、非常に少く、都

市の衛生、保健その他の施設が非常に不十分だったのでございまして、財政計画上ぜひこの関係の経費を多くし

るだけ地方債を財源に見るような改正をやめたい、一般財源が許す限りはやめて、財政構造を健全化したい、こういうわれわれの考え方に従いまして、今度財源の増強に見合つて、どうにもがまんのない地方債の歳入を削ることにはいたしたてでございます。

それから雑収入の十二億の増というのは、特別に申し上げるほどのこともございせん。高等学校の生徒増に伴う授業料の増とか、あるいは結核予防法の改正に伴う手数料の減等を差し引いたものでございます。

なお最後に、その他五億という歳入がございまして、これは問題になっております。基地関係の交付金の問題でございまして、まだこの扱いがどうなるか、財政計画を作るまでに、政府の方針がきまつておりませんでしたので、一応「その他」として五億を計上しておいたものでございます。

そこで、その次に注がついておりますので、それをこらん願いたいのでございまして、その注の3に「収益的建設事業債及び退職債を加算した場合の昭和三十一年度地方財政規模との比較は下記の通りである。」これは収益的建設事業関係の経費五十億、それから退職債三十億、別に予定いたしておるのでございまして、一般会計を中心とする財政計画に載せるのは不適當である、こういう考え方で、今回財政計画からこれをはずすことにいたしましたのでございます。去年のベースで計算すれば、こういうものも一応入っていたわけではございまして、そういう経費を合せてみると、全体として一千八十四億の増になるといふ注釈でございます。

大体財政計画の収支増減の主要な内容は、以上申し上げた通りでございます。

○中井委員 交付団体と不交付団体の区別とか、府県市町村のものはいつ出ますか。

○小林(興)政府委員 実はちょっと私もうっかりしておりまして、交付団体と不交付団体に分けた計画はお配りしてあったと思つておりましたが、これはできておりますので、明日お配りいたします。

○門司委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時十四分散会